

茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 1 2 号

茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 2 3 年茅ヶ崎市条例第 1 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の規定による許可を受けて行われている埋立て等（旧条例第 2 条第 2 号に規定する埋立て等をいう。以下同じ。）に係る旧条例第 1 0 条から第 2 1 条までの規定の適用については、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第 1 7 条の規定による命令に係る旧条例第 1 8 条から第 2 0 条までの規定の適用については、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。
- 4 前 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる埋立て等又は命令に係る土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）第 1 2 条第 1 項又は第 1 6 条第 1 項の規定による許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該埋立て等区域のうち、当該許可に係る土地の区域については、前 2 項の規定は、適用しない。
- 5 附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる埋立て等区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第 2 0 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令又は法第 2 0 条第 5 項（法第 2 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該埋立て等区域のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。
- 6 施行日前にした行為及び附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなお従前の例によること

とされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 7 前項の規定によりなお従前の例により罰則を適用する場合において、その行為をした日が令和7年6月1日以後であるときは、旧条例第23条及び第24条中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」と読み替えてこれらの規定を適用する。